

12月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第64号

美祢市立於福中学校統合協議会設置要綱の制定について

美祢市立於福中学校統合協議会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和3年12月22日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市立於福中学校統合協議会設置要綱

(設置)

第1条 美祢市立於福中学校と美祢市立大嶺中学校の円滑な統合を図るため、美祢市立於福中学校統合協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) 統合年度に関する事。
- (2) 統合校の通学上の安全確保に関する事。
- (3) 統合校の学校運営に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項に関する事。

(委員の構成)

第3条 協議会の委員は17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 学校教職員の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、必要があると認める場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴

くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第5条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。

議案第65号

令和4年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針について

令和4年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針を下記のとおり策定することについて教育委員会の承認を求める。

令和3年12月22日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

記

- 1 令和4年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針（別添のとおり）

令和4年度美祢市立小・中学校教職員人事異動方針

美祢市教育委員会

美祢市教育の基本理念である「ひとが育つ、ひとが輝く、教育の美祢」の実現のためには、地域連携と小中一貫教育に積極的に取り組むことによって地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図る必要がある。

このため、山口県学校教職員人事異動方針に基づき、県教育委員会や他市町教育委員会と密接な連携をとり、各学校の課題解決や活性化等に向け、組織力を強化し、教育力の向上を図るために、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、本市が推進する小中一貫教育やICT教育の実現に向けて積極的に取り組むことができる人材を配置するとともに、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一校勤務が、7年を超える者については、原則として異動を行う。
また、職員定数や教科の関係上、同一校4年を超える者についても、異動の対象となることがある。
- 2 教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校の課題解決や活性化となるように、広い視野に立って、地域内外及び規模の異なる学校間の交流を積極的に行う。
- 3 校長、教頭等の管理職の人事に当たっては、社会の変化に的確に対応できる者で、小中一貫教育やICT教育を推進し、家庭・地域等と連携して教育目標の実現に向けて積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を配置する。

議案第66号

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第14号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年12月22日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

美祢市立小中学校の通学区域に関する規則（平成20年美祢市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「

大嶺中学校	大嶺小学校 通学区域 麦川小学校 通学区域 豊田前小学校 通学区域
-------	---

」を「

大嶺中学校	大嶺小学校 通学区域 麦川小学校 通学区域 於福小学校 通学区域 豊田前小学校 通学区域
-------	---

」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。